

山形大学附属幼稚園 いじめ防止対策基本方針

平成26年8月

いじめ防止対策推進法（抄）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、幼児の尊厳を保持することを目的に、本園は、運営部(大学)、保護者、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

（いじめの定義）

いじめ防止対策推進法第2条により、いじめは次のとおり定義されている。

いじめとは、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

（いじめの態様）

県の基本方針により、具体的ないじめの態様は、次のとおり示されている。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(幼児期におけるいじめについて)

集団生活を営む園生活においても、幼児同士のいざこざや友達関係づくりのつまづき、精神的な不安定さ等からいじめにつながることも十分予想される。幼児期は、人とかかわる基礎となる力を育む時期であり、様々ないざこざ等を丁寧に見守りながら、幼児が自分で考え、自分の気持ちを伝えながら相手の気持ちを想像したり認めたりする体験を保障していくことが必要である。しかし、幼児であっても、いざこざの範囲を超え、相手に与える苦痛が頻回で執拗なものについてはいじめと認識し、重大な事案につながらないよう未然防止と再発防止を強化し、保護者と協力して幼児がよりよい人間関係を築けるよう組織的に対応することとする。

2 いじめ防止対策の基本方針

(1) 社会性や思いやりの心を育む集団づくりの充実

日常的な教師間の話し合いの他、担任会や子どもを語る会を通して、職員間で情報を共有し、子どもの理解を図るとともに、全保育活動を通して、人とのかかわりの基本や他者を思いやる心や正義を大切にするなど、誠実な社会性を育み、いじめを許さない集団づくりに努める。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 園生活における幼児の変化・サインを見逃さないように教師間の情報交換を密に行う。
 - ・教師の気づきの力を磨くとともに、日頃から、幼児の実態の把握に努め、幼児が発する危険信号を見逃さない。
 - ・全保育活動を通して、一人一人の幼児の園生活の状況や気持ちの理解に努める。
- ② 家庭でもいじめのサインを見逃さないようにし、常に本園に相談できるように保護者との信頼関係構築に努める。
- ③ 懇談会や面談等を通して、いじめ防止について保護者に啓発を行う。

(3) 教育相談体制の整備

- ① 月1回「子どもを語る会」の実施
 - ・各学級における気になる子どもを話し合い、特にいじめにつながるケースがないか実態把握に努める。
- ② 「ケース会（あくしゅ相談）」（随時）の実施
 - ・早期に配慮を要するケースについては、特別支援教育コーディネータ、メンタルケアコーディネータとともに担任からの情報をもとにしたケース会を行う。
 - いじめにつながるケースについては、「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、特別支援教育コーディネータと連携し組織的に対応する。

- ③ 「個別面談」「あくしゅサロン」の実施（随時）
 - ・いじめに関して、保護者が不安に感じたり子どもの姿に異変を感じたりした場合、速やかに相談に対応できる体制を整える。内容によっては、「いじめ防止対策委員会」に報告し、特別支援コーディネータと連携し組織的に対応する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① インターネットを通して行われるいじめについて情報収集に努め、保護者に対していじめ防止の啓発を図る。
- ② 教師自身が、インターネットなど情報化社会に対応できるように研修を積む。
- ③ 情報モラルやインターネットに関わるルールについて学ぶ機会を持つ。
- ④ 専門家を招き、保護者・教師向けの研修会を実施する。

3 いじめ防止対策の組織

- (1) 組織の名称 「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員 園長 ・ 教頭 ・ 養護教諭 ・ 特別支援コーディネータ（園内）
特別支援教育コーディネータ（四附）
メンタルケアコーディネータ
- (3) 会議日 定例会（月1回）
臨時会：必要に応じて開催
- (4) 内 容 日常的な園生活の見取りや「子どもを語る会」をもとに子どもの情報交換を行い、いじめの防止策や対策を考える。
- (5) 報 告 定期的に審議内容を運営部へ報告し、運営部は必要に応じて大学に報告する。

4 いじめ発生時の対応

(1) いじめの事実確認（いじめられた側に立って）

- ① 情報収集の内容
 - 日時、場所、被害者、加害者、その他関係者、内容・状況
- ② いじめ発生時の初期対応
 - ア 園長のリーダーシップの下、組織的に対応する。
 - イ 事実関係の把握は、はじめに担任が行い、その後、必要に応じて複数の者で正確かつ迅速に行う。
 - ウ 事実関係の聞き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。
 - エ 聴取や把握内容、対応の経過等の記録をとり、運営部(大学)への報告・連絡

- ・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。
- オ 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。
- カ 保護者からの訴えを受けた場合、担任及び関係者が対応し、保護者の気持ちを汲み取りながら丁寧な事実関係の把握に努めるとともに迅速な対応を行う。
- キ いじめの事実が発覚した際には、個人情報の取扱に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすようにする。

③ 臨時いじめ防止対策委員会による対応

- いじめの内容を共有し、当該学級(年齢)を中心に対策の計画を策定する。
- 幼児本人への聞き取り・指導、保護者への連絡・対応、必要に応じて関係機関への連絡などの対応を行う。

(2) いじめを受けた幼児又はその保護者に対する支援

- ① いじめを受けた幼児の心情に寄り添い、教師は味方となり支える。
- ② 保護者に対しては、特別支援教育コーディネータと担任で対応し、面談を通して現状の報告と今後の対応について説明する。
- ③ 保護者の考えや問題としていることを確認し、対応を即答できれば伝え、いじめ防止対策委員会に相談が必要な場合は、相談の上後日必ず連絡する。

(3) いじめを行った幼児に対する指導又はその保護者に対する助言

- ① 事実を確認し、いじめられた幼児の心情を理解させ、繰り返さないよう指導する。
- ② 保護者に対しては担任と教頭等で対応し、面談を通して事実の報告を丁寧に行い、理解を求め、本園とともに協力しながら解決していくように促す。

(4) 所轄警察署との連携

- ① 必要に応じて、山形警察署生活安全課に連絡をとる。
Tel023-627-0110(内線 283)
- ② 緊急に必要な場合は、警察及び救急車に連絡をとる。

5 重大事案発生時の対応

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、本園を欠席することを余儀なくされている疑いがある時は、次の対応をする。

＜生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合とは＞

- ・幼児が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合

<相当の期間、本園を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合とは>

- ・不登校の定義を踏まえ、年間 30 日欠席を目安とする。ただし、幼児が一定期間、連続して欠席している場合は、園長の判断により迅速に対応する。

<対応策>

- ① 重大事態が発生したことを運営部へ報告し、運営部は大学へ迅速に報告する。報告を受けた大学は必要に応じて、文部科学省へ報告する。
- ② 運営部(大学)と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。組織には、第三者的立場の弁護士等を加えるようにする。
- ③ 保護者対応については、運営部(大学)と協議の上、対処の仕方を決める。
- ④ マスコミ対応については、運営部(大学)と協議の上、対処の仕方を決めて、窓口を一本化する。
- ⑤ ②の組織を中心として、事実関係を明確にするために調査する。
- ⑥ 上記結果に基づいて、いじめを受けた幼児・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を報告する。
- ⑦ いじめを受けた幼児・保護者と いじめを行った幼児・保護者双方への支援を行う。
- ⑧ 正常な本園の教育活動を維持するために、関係した幼児への心のケアを大学のスーパーバイザーの協力を得ながら行っていく。

6 出席停止制度の適切な運用等その他いじめ防止等に関すること

- (1) 学校教育法第 35 条に定める出席停止制度を、次のとおり適切に運用する。
 - ・本校の設置者（山形大学）は、幼児の安全を確保し教育を受ける権利を保障するために、いじめを行った幼児をやむを得ず出席停止とすることができる。
 - ・ただし、その場合は、あらかじめ保護者の意見を聴取し、理由及び期間を記載した文書を交付するものとする。
 - ・また、本校の設置者（山形大学）は、出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。
 - ・さらに、家庭の協力も得ながら、本園も関わりを持ち更生させていくものとする。
- (2) 必要に応じて、大学(運営部)と相談の上、外部機関(教育センター、児童相談所、医療機関、警察等)と連携し、指導、助言又は支援を依頼する。